

(「物価高騰対策資金」別紙)

借入金を借換えるための資金も運転資金として認めるが、その場合は、次の全ての条件を満たすこと。

(注1) この規則に基づく保証料補給金が交付されている新型コロナウイルス感染症対策資金に限り借換が可能であること。

(注2) 同一金融機関での借換であること。

(注3) 原則として、借換対象となる従前の借入金について経営安定関連保証等のいわゆる「別枠保証」を利用している場合は、借換に際しても別枠保証を利用すること。

この場合において、借入対象となる従前の借入金が経営安定関連保証又は危機関連保証を利用している場合は、同種の保証による借換を原則とすること。

(注4) 借換対象となる従前の借入金について担保を徴している場合は、借換に際して原則として担保を徴すること。

(注5) 借換により従前の借入金を一括返済すること。

(注6) 融資あっせん申込書に、資金使途が借換である旨及び別紙借り換え資金明細書(様式第9号)に借換対象となる従前の借入金の名称、資金申込年月日及び借入残高等を明記すること。この場合において、申込書の欄に記載しきれない場合は、別紙に記載の上、申込書に添付すること。

(注7) 責任共有制度対象の保証を責任共有制度対象外の保証に借り換えることはできないこと。